

第22期第10回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和7年9月16日（火）午前10時25分から午前11時35分

場 所 足柄上合同庁舎 本館5階「西側大会議室B」

議 題

1 諮問事項

- (1) うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料1)

2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について
(資料2)
- (2) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の出席委員について
(資料3)
- (3) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の出席委員について
(資料4)
- (4) 中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討およびアンケート調査の実施について
(資料6)
- (5) 令和7年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査等について
(資料7)

3 報告事項

- (1) 道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間に係る委員会指示の公報登載について
(資料5)

4 その他

- (1) 令和7年12月の委員会開催日程について
- (2) その他

出席者

- ・委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・事務局 広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
・県水産課 小川担当課長、仲手川GL、片山副技幹、加藤(大)技師、村岡技師

議 事

事) 広瀬代理

定刻前でございますが、皆様お揃いですので、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は 10 名中 9 名の委員の御出席をいただいており、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願ひいたします。

議 長

(井貫会長)

ただいまから第 10 回の委員会を開会いたします。本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、協議事項が 5 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

なお、前回の委員会で委員からの御質問に対しまして、確認することとなった点について、事務局及び水産課から、その他のその他で説明していただくことになっております。

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、内田委員、よろしくお願ひいたします。

(了 承)

両委員

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項（1）の「うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。

【資料 1 に基づき説明】

ただいま水産課から説明がありました。内容については昨年度と同じということでおよいのでしょうか。

変更点がいくつかございまして、採捕区域が江の島片瀬漁協と湘南漁協藤沢支所と小田原市漁協で変わっております。人数もいくつか変更がございます。

数は少し減っているということですか。

長井町漁協は減っているのですが、それ以外は増えているところがございます。

何か御質問、御意見ありますか。

今資料をいただいたので、十分読み切れていないのですが、こういう制限をしなさいと特に命じられた趣旨を一通り説明していただけますか。

水産課の仲手川です。うなぎ稚魚の採捕に関しては、漁業法の改正に伴って、2 年前から漁業許可制度という形をとっております。

許可にあたっては、資料の 13 ページ以降になりますが、国の方から技術

的助言という形で、都道府県に対して許可にあたってこういう点に留意して事務を進めてくださいという通知が来ております。これに基づいて、先程説明した制限措置を県の方で定めて今回諮問しております。

また、しらすうなぎですが、密漁ですとか、採捕量の把握が課題となっておりまして、今年の漁期、令和7年の12月からになるのですけれども、水産流通適正化法に基づいて採捕する者と流通に関わる者が、届け出を行わなければならないという制度が始まります。これに伴って密漁を防いで、流通の適正化、透明化を図るということで、こういった制度も今年から始まります。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

この水産庁の通達で新たに何か変えたことというのは、特段ないのでしょうか。指導を厳しくするということですか。

水)仲手川G L

今最後に御説明した水産流通適正化法というのが新たに今年から施行されますので、その点がこれまでの違いということになります。

内田委員

何点かわからないところがあるのですが、しらすうなぎの池入れ量の方が、採捕したという報告量よりも多いですよね。それを解消するために水産庁の方で、確か県を跨いで流通してもよいという話なので、例えば神奈川県だけで話は完結せず、種苗が隣県のうなぎの養殖をやっている県に行った場合も報告が上がれば、池入れ量と採捕の報告量のギャップが埋まると思うので、そのあたりは県としてはどうでしょうか。

水)仲手川G L

神奈川県で、うなぎの養殖を行っている業者がいないので、あくまでも国の方で、うなぎの養殖をしている業者に対して許可を出すようにしております。それに基づいて国の方でうなぎの稚魚はどのくらいの池入れ、つまり養殖場に入ったかというのを把握するようにしていく、それに基づいて資源管理を行っています。それでも若干乖離があるということで、先程申し上げたように水産流通適正化法の施行で、より確実に採捕量を把握していくという制度が始まることになります。

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、諮問の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

それではそのように決定いたします。

続きまして、協議事項（1）の「多摩川におけるしじみ採捕の承認について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事)河野主事

【資料2に基づき説明】

議　　長	事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願 いいたします。
津谷委員	13 ページで、底生動物調査について下線が引いてあるのですが、「投入 場所、時期、投入量については、調査職員、地元の大田漁協と協議の上で設 定することとする。」とありますが、これは川崎河川漁協側では投入しない ということでしょうか。
事) 河野主事	こちらには記載がないところですので、申請者に確認をさせていただき、 次回回答させていただければと思います。
議　　長	他に何かございますか。
事) 河野主事	50kg というのは水産動物全部で 50kg、しじみでも 50kg ということです うか。
議　　長	委員会指示の対象としてはしじみですので、しじみで 50kg ということに なります。
水) 仲手川 G L	特別採捕許可も 50kg ですよね。
議　　長	はい。特別採捕許可も 50kg です。実際にはしじみ以外が採れることもある と思いますが、重さは合わせています。
議　　長	しじみが 50kg も採れたら万々歳ですけれども。他に何かございますか。 ないようでしたら承認案のとおり承認することとしたいと思いますが、いかがで しょうか。
委員一同	(了 承)
議　　長	それではそのように決定いたします。
	続きまして、協議事項（2）の「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連 合会東日本ブロック協議会の出席委員について」を議題としますので、事務 局から説明をお願いします。
事) 広瀬代理	【資料3に基づき説明】
議　　長	10月28日、29日に千葉県ということで、出席者2名ですが、出席してい ただける方は挙手をお願いいたします。
委員一同	(協 議)
議　　長	内田委員と私の2名で出席することとしたいと思いますが、いかがでしょ うか。
委員一同	(了 承)
議　　長	それではそのように決定いたします。
	続きまして、協議事項（3）「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連 合会研修会の出席委員について」を議題としますので、事務局から説明をお願

いします。

事) 広瀬代理

【資料 4 に基づき説明】

議 長

10月10日金曜日に研修会ということですが、出席していただける委員の方はおられますか。

委員一同

(協 議)

議 長

それでは、小島委員、長塚委員、内田委員、津谷委員の4名に現地の会場で出席していただくということで、よろしいですか。

委員一同

(了 承)

議 長

それでは、そのように決定いたします。事務局よろしくお願ひいたします。

続きまして、協議事項（4）「中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討およびアンケート調査の実施について」を議題といたしますが、（5）「令和7年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査等について」と関連しておりますので一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事) 広瀬代理

【資料 6、資料 7 に基づき説明】

議 長

今日配布されて少し時間をかけて説明していただきましたが、内容については、昨年、7年度の提案書と各省庁の回答という形で既に御覧になっていたと思いますし、それと同様の内容で提案したいという幹事県の提案でございます。アンケート調査については現在漁協等にお願いをしているということで、次回の委員会でその結果について説明があるということです。

中央省庁提案項目の素案に対しての意見や追加提案については、事務局としては特にないということですが、委員の皆様、特に何かあればお願ひいたします。

内田委員

うなぎですが、CITESの方で規制対象種に入れようとしていますが、水産庁では絶滅危惧についてはまだそれほど酷くはないという理解ですけれども、国内でも異なる意見があり、危ないという意見もあるのです。その辺は、内水面漁場管理委員会では、なかなか検討することは難しいのでしょうか。

議 長

どうでしょうか。意見としてまとめるような話ではないのではないかとも思いますけれども。行政委員会の組織としてという話にはならないのではないかではないかと思いますが、いかがでしょうか。

他に何か御意見ございますか。

津谷委員

省庁からの回答で、下線が引いてある部分というのは、令和7年の提案に

	対する回答として新たに加わった部分ということでしょうか。
事) 広瀬代理	回答部分でアンダーラインが引いてある部分は、おっしゃるとおり、去年と比べて表現が違う部分にあたります。
津谷委員	大変な量なので、事務作業としては、同じことを少し表現を変えて毎年やらざるを得ないのでしょうけれども、本来であれば、回答をいただいているので、その回答に対してこれではまだ足りないのだと、こういう部分をこうして欲しいという提案が本当は1つ1つの項目について、対話のような形できたら本当はよいのですが。
議 長	省庁の回答を踏まえて漁場管理対策検討会で検討し、7年度の案として、中身はそれほど変わらないので同文でよいのではないかという案になっているということですね。
津谷委員	別紙2「提案項目作成にあたっての考え方」の最後の3の「提案した結果に対する評価を行う。」というのと同じ趣旨なのですが、現実的にはなかなか難しいのでしょうか。
事) 広瀬代理	別紙3で、役員県でそれぞれの回答についての議論を経て、令和8年度の要望項目をこのようにしようというような検討がされております。
議 長	漁場管理対策委員会のメンバー県の事務局の方が相当苦労されて作成されているという前提で、一度簡単にしようというような話になり、簡単になつたこともあるのですけれども、また少し増えているという状況です。
津谷委員	正確に表現しようと思えば、ある程度長文になるのはやむを得ませんので、項目の内容を簡単にする必要はないと思うのですけれども、せっかく回答をいただいているのですから、それに対しての回答になると理想的なわけですけれども。
議 長	そのようになっているはずなのですけれども。
	追加提案項目もしくは表現の変更については意見なしということで、よろしいでしょうか。
委員一同	(了 承)
議 長	それでは最後に、別紙様式3の東日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について、他の県ではどうしているのか聞いてみたいこと等がございましたら、お願ひいたします。
	特になければ、また来年気が付きましたらお願いするということで、今回は意見なしということでよろしゅうございますか。
委員一同	(了 承)
議 長	それでは、協議事項の(4)と(5)については、特段の意見なしで、原

案どおり承認ということで取りまとめたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議 長

続きまして、報告事項（1）「道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間に係る委員会指示の公報登載について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料5に基づき説明】

議 長

公報登載の報告ですので、よろしゅうございますね。それでは、報告を了承ということにいたします。

続いて、8月の委員会の議題に関しまして、事務局、水産課から説明があるということですので、まず事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

8月の委員会で、増殖の中間実績について御報告した際に質問をいただきました、酒匂川漁協のあゆの尾数について確認をいたしましたので、御報告いたします。

前回お渡しした資料では、あゆの放流について目標量が4,000kg、18,000尾で、中間実績は4,010kg、190,400尾となっており、尾数の差が大きいことについて御質問をいただきました。確認いたしましたところ、資料の目標量の尾数が誤っており、正しくは180,000尾でした。そのため、目標と実績の尾数に大きな差はないということになります。

議事録の資料については、尾数を修正した内容で作成いたします。御指摘いただきありがとうございました。御説明は以上です。

議 長

何か御質問ありますか。よろしゅうございますね。

それでは続きまして、水産課から説明をお願いいたします。

水) 加藤技師

前回8月16日の委員会で、芦之湖漁協のふなとオオクチバスの産卵場造成面積が小さいことに対する質問がありました。

回答としまして、結論からお伝えしますと、造成面積に間違いはなく、問題はございません。

先月、平田委員が発言されたように、芦之湖漁協の令和6年度の造成面積は、免許時の数字どおりです。免許時の数字というのは、委員会で承認されたものでございます。増殖規模は、増殖の手法、漁場環境、過去の実績、経済状況等を勘案して、漁協ごとに決まっております。

さらに補足しますと、芦之湖漁協にヒアリングしたところ、ふなの産卵場造成は、水産庁マニュアルにあるような人口産卵床を使用しているとのこと

でした。こちらは、木の枠にキンラン、人工産卵藻を付けておくと、そこに高密度に隙間なく産卵され、それが2か所ある状況ということです。

オオクチバスについても、先月の委員会で何名かの出席者から発言があつたとおり、いわゆる伊豆沼方式のような人工産卵床を使用しています。これを20か所設置しており、その合計面積が7.2m²とのことでした。1か所に7.2m²の産卵床を1つ設置しているということではなく、合計20個の産卵床の合計面積が7.2m²ということでした。以上です。

議長

よろしゅうございますか。他に御質問等ございますか。

ないようでしたら、以上で本日の議題は終了となります、委員の皆様方から何かありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

事務局、水産課から何かありますか。よろしいですね。

それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。

次回は10月17日金曜日14時から開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。